

議案第68号

日進市私立幼稚園補助金条例の一部改正について

日進市私立幼稚園補助金条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い幼児教育・保育の無償化に対応するため、日進市私立幼稚園補助金条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 補助金の種類について、授業料減免補助金の規定を削る。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市私立幼稚園補助金条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市私立幼稚園補助金条例(昭和60年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の種類)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的達成のため、<u>日進市内の私立幼稚園の設置者に限り、次の各号に掲げる補助金を交付することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(補助金の種類)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的達成のため、<u>次の補助金を交付することができる。ただし、第1号、第2号、第3号及び第5号の補助金については、日進市内の私立幼稚園の設置者に限り交付することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>授業料減免補助金</u></p> <p>(5) 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。